

生活困窮者就労準備支援事業実施要綱
(和歌山県生活困窮者自立支援プログラム事業)

1 目的

本事業は、就労に必要な実践的な知識・技能等が不足しているだけでなく、複合的な課題があり、生活リズムが崩れている、ひきこもり状態にある等社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下している等の理由で就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して、ボランティア活動の場を提供することにより、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、計画的かつ一貫して実施することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、和歌山県とする。

ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、特定非営利活動法人その他和歌山県知事が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができるものとする。

3 事業の対象者

本事業の対象者については、以下のいずれかの要件に該当する者とする。

(1) 次のいずれにも該当する者であること。

ア 和歌山県内の郡部（市を除く町村部）に在住する者

イ 事業受託者との事前協議において受入可能と判断された者

ウ 本事業に参加することに同意している者

エ 申請日の属する月における生活困窮者及び生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、申請日の属する年度（申請日の属する月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法第295条第3項の条例で定める金額を12で除して得た額（別表1に掲げる基準額）及び昭和38年4月1日厚生省告示第158号（生活保護法による保護の基準を定める等の件）による住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であること。

オ 申請日における生活困窮者及び生活困窮者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額（別表1）に6を乗じて得た額以下であること。

(2) 前号に該当する者に準ずる者として次のいずれかに該当する者であること。

ア 前号のエまたはオに規定する額のうち把握することが困難なものがあること。

イ 前号に該当しないものであつて、前号エまたはオに該当するものとなるおそれがあること。

ウ 和歌山県知事が、当該事業による支援が必要と認める者であること。

4 事業内容

(1) 支援内容

本事業は、就労準備支援プログラムに基づき、日常生活自立に関する支援、社会自立に関する支援、就労自立に関する支援を利用者の状況に応じて行う。

なお、支援に当たっては、自立相談支援機関によるアセスメントやそれに基づく支援方針を十分に踏まえ、支援の実施状況等、適宜、自立相談支援機関と情報共有し、連携して支援を行う。

ア 就労準備支援プログラムの作成・見直し

支援を効果的・効率的に実施するため、利用者が抱える課題や支援の目標・具体的内容を記載した就労準備支援プログラムを作成する。就労準備支援プログラムは、支援の実施状況を踏まえ、適宜見直しを行う。

イ 日常生活自立に関する支援

適正な生活習慣の形成を促すため、うがい・手洗いや適切な身だしなみに関する助言・指導等を行う。

ウ 社会自立に関する支援

社会的能力の形成を促すため、挨拶の励行等、基本的なコミュニケーション能力の形成に向けた支援や地域の事業所での職場見学、ボランティア活動等を行う。

また、支援対象者の就労意欲が一定程度醸成される等により、就労に向けた準備が整ったと判断される場合は、支援プランに基づき、求職活動等の支援を実施する。

(2) 支援の実施期間

本事業における支援対象者1人に対する支援期間は、原則として1年以内とし、引き続き支援が必要であると判断される場合は、振興局健康福祉部と事業受託者が協議の上、延長することができる。

(3) 就労準備支援員

事業受託者は、生活困窮者へのボランティア活動等の支援を適切に行うことができる人材を配置しなければならない。

5 業務の報告

事業受託者は、支援期間の満了等により支援を終了した時点で、振興局健康福祉部に報告書を提出するものとする。

6 委託費

委託費は、次の表に掲げる基本費と送迎費（事業受託者が、支援対象者を4（1）に掲げる支援を受ける場所まで送迎する必要がある場合の必要経費）を合わせた金額を単価とする。

なお、月額単価に支援月数、又は日額単価に支援日数を乗じて得た金額に、消費税及び地方消費税として当該金額に同税率を加算した金額を支払う。

基本費	支援対象者1人当たり月額20,000～50,000円（支援対象者のボランティア保険加入費を含む。） ※1人あたり1か月利用日数 4日以下：20,000円 5～8日：35,000円 9日以上：50,000円
送迎費	支援対象者1人当たり〔支援対象者宅から支援場所までの片道の距離（km単位。1km未満の端数は切り捨て）〕×2（往復の送迎を行う場合のみ）×38円×〔延べ日数〕

7 留意事項

- (1) 事業の実施に当たっては、「就労準備支援事業の手引き」（平成27年3月6日付厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）を参照すること。
- (2) 生活保護の受給に至った者に対しては、必要に応じて被保護者就労準備支援事業の利用につなぐなど、本人への継続的な支援の観点から生活困窮者自立支援制度と一体的・連続的な支援が行えるよう配慮すること。
- (3) 就労準備支援に当たっては、「就労準備支援事業の手引き」に掲載している様式を参考に、地域の実情に応じて適宜、様式を使用すること。
- (4) 就労体験の利用者は、労働者性がないと認められる限りにおいて労働基準関係法令の適用対象外となるが、安全衛生面、災害補償面については、一般労働者の取扱いも踏まえた適切な配慮が必要であること。特に、災害補償面については、利用者が就労体験中に被災した場合に備え、適切な保険に加入させること。
- (5) 関係機関と個人情報共有する場合は本人から同意を得ておくなど、個人情報の取扱について適切な手続きを踏まえること。
- (6) その他具体的な手続き等は、別途要領で定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。